

いわき市告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、いわき産業創造館の使用料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

いわき市長

内田 広之

- 1 指定公金事務取扱者の名称  
公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会  
会長 猪狩 正明
- 2 指定公金事務取扱担当者の事務所の所在地  
いわき市平字田町120番地 LATOV6階 いわき産業創造館内
- 3 指定公金事務取扱担当者に委託した公金事務に係る歳入等  
いわき産業創造館使用料
- 4 指定公金事務取扱担当者に指定をした日  
令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱担当者に委託をした日  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 6 委託理由  
委託者は当該施設の指定管理者として指定をした者であり、使用料の徴収及び収納事務についても一元的に委託することで、施設利用者の利便性の向上など、効率的な施設運営が図られるため。